

# 主要な経営指標等の推移

Kirayaka Bank

きらやか銀行の計数（単体・連結）には、山形しあわせ銀行の閉鎖決算（平成19年4月1日～平成19年5月6日）を含んでおりません。

## 主要な経営指標等の推移（連結）

（金額単位：百万円）

決算年月	平成19年9月期
連結経常収益	16,301
連結経常利益	775
連結中間純損失	276
連結純資産額	35,571
連結総資産額	1,203,729
1株当たり純資産額	559.04円
1株当たり中間純損失	4.34円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	一円
連結自己資本比率(国内基準)	8.07%

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
 3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、純損失が計上されているので、記載しておりません。  
 5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

## 主要な経営指標等の推移（単体）

（金額単位：百万円）

決算年月	平成19年9月期
経常収益	16,266
経常利益	530
中間純損失	341
資本金(発行済株式総数)	7,700 ( 63,628)千株
純資産額	35,786
総資産額	1,203,996
預金残高	1,127,029
貸出金残高	860,897
有価証券残高	229,476
1株当たり純資産額	562.43円
1株当たり中間配当額	7.50円
1株当たり中間純損失	5.36円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	一円
従業員数	1,331人
単体自己資本比率(国内基準)	8.11%

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2. 平成19年度中間配当についての取締役会決議は平成19年11月24日に行いました。  
 3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
 4. 純資産額及び総資産額の算定に当たり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、純損失が計上されているので、記載しておりません。  
 6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

# 中間連結財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間連結貸借対照表

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	31,880
コールローン及び買入手形	50,800
商品有価証券	15
金銭の信託	98
有価証券	229,462
貸出金	860,211
外国為替	507
その他資産	8,566
有形固定資産	21,119
無形固定資産	3,484
繰延税金資産	5,594
支払承諾見返	11,586
貸倒引当金	△ 19,581
投資損失引当金	△ 15
<b>資産の部合計</b>	<b>1,203,729</b>
<b>(負債の部)</b>	
預金	1,126,990
譲渡性預金	3,000
コールマネー及び売渡手形	1,962
借入金	12,000
外国為替	20
その他負債	5,381
退職給付引当金	498
役員退職慰労引当金	263
特別法上の引当金	3,192
再評価に係る繰延税金負債	3,261
支払承諾	11,586
<b>負債の部合計</b>	<b>1,168,157</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	7,700
資本剰余金	21,165
利益剰余金	10,658
株主資本合計	39,523
その他有価証券評価差額金	△ 8,494
繰延ヘッジ損益	△ 3
土地再評価差額金	4,545
評価・換算差額等合計	△ 3,952
<b>純資産の部合計</b>	<b>35,571</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,203,729</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結損益計算書

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
<b>経常収益</b>	<b>16,301</b>
資金運用収益	10,825
うち貸出金利息	9,546
うち有価証券利息配当金	1,136
役務取引等収益	1,934
その他業務収益	113
その他経常収益	3,428
<b>経常費用</b>	<b>15,526</b>
資金調達費用	1,734
うち預金利息	1,418
役務取引等費用	803
その他業務費用	28
営業経費	9,115
その他経常費用	3,843
<b>経常利益</b>	<b>775</b>
特別利益	354
特別損失	1,476
税金等調整前中間純損失	346
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	△ 90
<b>中間純損失</b>	<b>276</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

（金額単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	7,700	5,641	1,172	14,513	△ 3,982	—	1,558	△ 2,423	12,090
中間連結会計期間中の変動額									
優先株式発行	3,500	3,500	—	7,000	—	—	—	—	7,000
資本金から資本剰余金への振替	△ 3,500	3,500	—	—	—	—	—	—	—
合併による増加	—	8,524	10,267	18,791	△ 3,265	△ 0	2,981	△ 283	18,507
剰余金の配当(注2)	—	—	△ 477	△ 477	—	—	—	—	△ 477
中間純損失	—	—	△ 276	△ 276	—	—	—	—	△ 276
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 27	△ 27	—	—	—	—	△ 27
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	△ 1,246	△ 3	5	△ 1,245	△ 1,245
中間連結会計期間中の変動額合計	—	15,524	9,485	25,009	△ 4,512	△ 3	2,987	△ 1,529	23,480
平成19年9月30日残高	7,700	21,165	10,658	39,523	△ 8,494	△ 3	4,545	△ 3,952	35,571

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成19年6月20日の定時株主総会における決議項目であります。

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

（金額単位：百万円）

	平成19年9月期
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純損失	△ 346
減価償却費	709
減損損失	763
持分法による投資損益(△)	△ 7
貸倒引当金の増加額	△ 1,574
投資損失引当金の増加額	10
睡眠預金払戻損失引当金の増加額	3,192
役員退職慰労引当金の増加額	△ 162
退職給付引当金の増加額	△ 25
資金運用収益	△ 10,825
資金調達費用	1,734
有価証券関係損益(△)	△ 180
金銭の信託の運用損益(△)	0
為替差損益(△)	38
有形固定資産処分損益(△)	33
貸出金の純増(△)減	△ 2,497
預金の純増減(△)	△ 13,218
譲渡性預金の純増減(△)	1,900
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△ 527
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	5,237
コールローン等の純増(△)減	△ 35,800
コールマネー等の純増減(△)	△ 75
外国為替(資産)の純増(△)減	336
外国為替(負債)の純増減(△)	18
資金運用による収入	11,152
資金調達による支出	△ 1,285
その他	222
小計	△ 41,173
法人税等の支払額	△ 69
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,243
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	△ 62,942
有価証券の売却による収入	39,808
有価証券の償還による収入	484
有形固定資産の取得による支出	△ 427
有形固定資産の売却による収入	275
無形固定資産の取得による支出	△ 338
無形固定資産の売却による収入	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,138
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	7,000
配当金支払額	△ 477
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,522
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 38
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 57,897
VI 現金及び現金同等物の期首残高	87,415
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	29,517

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 中間連結財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成19年度中間期）

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社  
会社名 ・山形ビジネスサービス株式会社  
・株式会社エス・ワイコンピュータサービス
- (2) 非連結子会社 2社

### 2. 持分法適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
- (2) 持分法適用の関連会社 2社  
会社名 ・きらやかキャピタル株式会社  
・株式会社東北バンキングシステムズ
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
- (4) 持分法非適用の関連会社 0社

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日（9月末日）と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年  
動産：3年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。

##### (会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法による場合に比べ8百万円減少し、税金等調整前中間純損失は従来の方法による場合に比べ8百万円増加しております。

##### (追加情報)

当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により経常利益は従来の方法による場合に比べ23百万円減少し、税金等調整前中間純損失は従来の方法による場合に比べて23百万円増加しております。

##### ② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,016百万円です。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

##### (6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

##### (7) 賞与引当金の計上金額

連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

##### (8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数値計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

##### 過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による費用処理又は発生年度において全額費用処理

##### 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年又は13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

##### (9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

##### (10) 特別法上の引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

##### (会計方針の変更)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、特別損失が655百万円増加し、税金等調整前中間純損失は、240百万円増加しております。

##### (11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

##### (12) リース取引の処理方法

当行及び連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

##### (13) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① 金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。

###### ② 為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

###### (14) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

# 注記事項（平成19年度中間期）

## 1. 中間連結貸借対照表関係

- (1) 有価証券には、関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）52百万円を含んでおります。
- (2) 貸出金のうち、破綻先債権額は3,455百万円、延滞債権額は50,262百万円でありです。
- なお、破綻先債権とは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定される事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。
- また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。
- (3) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は289百万円でありです。
- なお、3か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金であります。
- (4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,996百万円でありです。
- なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,002百万円でありです。
- なお、上記(2)から(6)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、900百万円でありです。
- (7) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,985百万円でありです。
- (8) 担保に供している資産は次のとおりでありです。

担保に供している資産	
有価証券	13,537百万円
その他	8,144百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,051百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,171百万円を差し入れております。

- また、その他資産のうち保証金は990百万円でありです。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は91,691百万円でありです。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当事項があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	6,658百万円

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,059百万円
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額 2,054百万円  
（当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円）
- (3) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。
- (4) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,000百万円でありです。
- (5) 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 552百万円

## 2. 中間連結損益計算書関係

- (1) 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額296百万円、株式等償却249百万円、貸出金償却163百万円を含んでおります。
- (2) 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
廃止予定店舗	土地・建物	山形県内	421百万円
	土地・建物	東京都内	8百万円
	土地・建物	福島県内	0百万円
事務所	土地・建物	山形県内	50百万円
	計		480百万円

上記の資産については、使用目的を変更すること及び使用を中止または中止を予定したと同等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗は、各資産を最小単位としております。本部、地区本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としており

ます。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は、不動産鑑定評価書又は地価公示法に基づいて時価の算定を行っております。

## 3. 中間連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	63,628千株	—	—	63,628千株	
種類株式	—	—	—	—	
合計	63,628千株	—	—	63,628千株	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

- (2) 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成19年6月20日 定時株主総会	普通株式	477百万円	7.5円	平成19年3月31日	平成19年6月20日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成19年11月9日	普通株式	477百万円	7.5円	平成19年9月30日	平成19年12月5日
取締役会	優先株式	259百万円	37.06円	平成19年9月30日	平成19年12月5日

4. リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

●リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	2,812百万円	1,548百万円	4,361百万円
減価償却累計額相当額	962百万円	476百万円	1,439百万円
中間連結会計期間末残高相当額	1,850百万円	1,071百万円	2,921百万円

●未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	693百万円	2,315百万円	3,009百万円

●支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	436百万円
減価償却費相当額	379百万円
支払利息相当額	68百万円

●減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

●利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 5. セグメント情報

- (1) 事業の種類別セグメント情報

連結会社は単純委託業務の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

- (2) 所在地別セグメント情報

連結会社はすべて国内で事業を営んでおりますので、所在地別セグメント情報は記載していません。

- (3) 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略してあります。

## 6. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	559.04円
1株当たり中間純損失	4.34円

(注) 1. 1株当たり中間純損失の算定基礎は、次のとおりであります。

中間純損失	276百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る中間純損失	276百万円
普通株式の期中平均株式数	63,628千株

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので、記載していません。

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間貸借対照表

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	31,880
コールローン	50,800
商品有価証券	15
金銭の信託	98
有価証券	229,476
貸出金	860,897
外国為替	507
その他資産	8,563
有形固定資産	20,895
無形固定資産	3,482
繰延税金資産	5,584
支払承諾見返	11,586
貸倒引当金	△ 19,775
投資損失引当金	△ 15
<b>資産の部合計</b>	<b>1,203,996</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
<b>(負債の部)</b>	
預金	1,127,029
譲渡性預金	3,000
コールマネー	1,962
借入金	12,000
外国為替	20
その他負債	5,408
退職給付引当金	487
役員退職慰労引当金	262
睡眠預金払戻損失引当金	3,192
再評価に係る繰延税金負債	3,261
支払承諾	11,586
<b>負債の部合計</b>	<b>1,168,210</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	7,700
資本剰余金	21,165
資本準備金	5,641
その他資本剰余金	15,524
利益剰余金	10,882
利益準備金	2,058
その他利益剰余金	8,823
別途積立金	8,430
繰越利益剰余金	393
株主資本合計	39,748
その他有価証券評価差額金	△ 8,503
繰延ヘッジ損益	△ 3
土地再評価差額金	4,545
評価・換算差額等合計	△ 3,961
<b>純資産の部合計</b>	<b>35,786</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,203,996</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間損益計算書

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
経常収益	16,266
資金運用収益	10,833
うち貸出金利息	9,550
うち有価証券利息配当金	1,139
役員取引等収益	1,899
その他業務収益	113
その他経常収益	3,420
経常費用	15,736
資金調達費用	1,732
うち預金利息	1,396
役員取引等費用	797
その他業務費用	28
営業経費	9,040
その他経常費用	4,136
経常利益	530
特別利益	192
特別損失	1,142
税引前中間純損失	419
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	△ 98
中間純損失	341

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(金額単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高	7,700	5,641	0	5,641	2,033	583	4,930	△ 6,131	1,414	14,756
中間会計期間中の変動額										
優先株式発行	3,500	3,500	—	3,500	—	—	—	—	—	7,000
資本金から資本準備金への振替	△ 3,500	—	3,500	3,500	—	—	—	—	—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△ 3,500	3,500	—	—	—	—	—	—	—
合併による増加	—	—	8,524	8,524	—	—	—	10,313	10,313	18,837
利益準備金の積立	—	—	—	—	24	—	—	△ 24	—	—
剰余金の配当(注2)	—	—	—	—	—	—	—	△ 477	△ 477	△ 477
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	3,500	△ 3,500	—	—
退職給与積立金の取崩	—	—	—	—	—	△ 583	—	583	—	—
中間純損失	—	—	—	—	—	—	—	△ 341	△ 341	△ 341
土地再評価差額金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	△ 27	△ 27	△ 27
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	15,524	15,524	24	△ 583	3,500	6,525	9,467	24,991
平成19年9月30日残高	7,700	5,641	15,524	21,165	2,058	—	8,430	393	10,882	39,748

(金額単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	△ 3,989	—	1,558	△ 2,430	12,326
中間会計期間中の変動額					
優先株式発行	—	—	—	—	7,000
資本金から資本準備金への振替	—	—	—	—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—	—
合併による増加	△ 3,265	△ 0	2,981	△ 283	18,554
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注2)	—	—	—	—	△ 477
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
退職給与積立金の取崩	—	—	—	—	—
中間純損失	—	—	—	—	△ 341
土地再評価差額金取崩額	—	—	—	—	△ 27
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 1,248	△ 3	5	△ 1,247	△ 1,247
中間会計期間中の変動額合計	△ 4,514	△ 3	2,987	△ 1,531	23,460
平成19年9月30日残高	△ 8,503	△ 3	4,545	△ 3,961	35,786

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 平成19年6月20日の定時株主総会における決議項目であります。

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成19年度中間期）

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産  
有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
建物：15年～50年  
動産：3年～6年  
なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ8百万円減少し、税引前中間純損失は従来の方法によった場合に比べ8百万円増加しております。  
また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しており、なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
  - 無形固定資産  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,016百万円であります。
  - 投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務  
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異  
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌期から費用処理  
なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
  - 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。  
（会計方針の変更）  
利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間期末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことに伴い、当中間期から中間期末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。  
これらにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加したため、経常利益が416百万円増加しております。また、特別損失が655百万円増加し、税引前中間純損失は240百万円増加しております。
- リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
  - 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約毎に有効性の評価をしております。
  - 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

## 会計方針の変更（平成19年度中間期）

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証

券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

## 注記事項（平成19年度中間期）

### 1. 中間貸借対照表関係

- (1) 関係会社の株式総額 65百万円
- (2) 貸出金のうち、破綻先債権額は3,904百万円、延滞債権額は50,262百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (3) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は289百万円であります。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,996百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,451百万円であります。  
なお、(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、900百万円であります。
- (7) 手形割引は、「業種別監査委員会報告第24号」に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,985百万円であります。
- (8) 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 13,537百万円  
その他 5百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 1,051百万円  
上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券36,171百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は982百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,691百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- (10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,658百万円  
(11) 有形固定資産の減価償却累計額 18,059百万円  
(12) 有形固定資産の圧縮記帳額 2,054百万円  
（当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円）  
(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。  
(14) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は9,000百万円あります。  
(15) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 552百万円

### 2. 中間損益計算書関係

- (1) 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額490百万円、株式等償却319百万円及び貸出金償却163百万円を含んでおります。

- (2) 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
廃止予定店舗	土地・建物	山形県内	421百万円
	土地・建物	東京都内	8百万円
	土地・建物	福島県内	0百万円
計			429百万円

上記の資産については、売却を予定しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗は、各資産を最小単位としております。本部、地区本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

### 3. リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

●リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	2,812百万円	1,548百万円	4,361百万円
減価償却累計額相当額	962百万円	476百万円	1,439百万円
中間会計期間末残高相当額	1,850百万円	1,071百万円	2,921百万円

●未経過リース料中間会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	693百万円	2,315百万円	3,009百万円

●支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	436百万円
減価償却費相当額	379百万円
支払利息相当額	68百万円

●減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

●利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

### 4. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	562.43円
1株当たり中間純損失	5.36円

(注) 1. 1株当たり中間純損失の算定基礎は、次のとおりであります。

中間純損失	341百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る中間純損失	341百万円
普通株式の期中平均株式数	63,628千株

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

# 損益の状況

Kirayaka Bank

## 国内・国際業務部門別粗利益

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		合計(全店計)
	国内業務部門	国際業務部門	
資金運用収益	10,591	271	10,833
資金調達費用	1,555	206	1,732
資金運用収支	9,035	65	9,101
役務取引等収益	1,893	6	1,899
役務取引等費用	795	2	797
役務取引等収支	1,097	4	1,102
その他業務収益	98	15	113
その他業務費用	5	23	28
その他業務収支	92	△ 8	84
業務粗利益	10,226	61	10,287
業務粗利益率	1.99%	0.35%	1.99%

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。  
 2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(平成19年9月期0百万円)を控除して表示しております。  
 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。  
 4. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## 業務純益

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
業務純益	2,282

- (注) 1. 中間損益計算書の項目にはありませんが、銀行の基本的な業務の成果を示す利益指標として「業務純益」があります。  
 2. 算定方法は、資金の運用収支、手数料の収支、外国為替売買損益及び債券等の損益の合計から、一般貸倒引当金繰入額と経費を控除し計算します。(株式等の損益と金銭の信託運用損益は除かれております。)

## 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

### 1.国内業務部門

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		利回り
	平均残高	利息	
資金運用勘定	( 17,124) 1,024,893	( 29) 10,591	2.06%
うち貸出金	768,201	9,550	2.47
うち商品有価証券	105	0	1.24
うち有価証券	195,620	886	0.90
うちコールローン	39,966	97	0.48
うち預け金	3,874	3	0.20
資金調達勘定	1,034,360	1,555	0.29
うち預金	1,016,996	1,393	0.27
うち譲渡性預金	6,484	21	0.66
うちコールマネー	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—
うち借入金	10,819	139	2.57

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成19年9月期8,438百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成19年9月期99百万円)及び利息(平成19年9月期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。  
 2. ( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

## 2.国際業務部門

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	18,887	271	2.86%
うち貸出金	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—
うち有価証券	18,172	252	2.77
うちコールローン	28	0	5.04
うち預け金	27	0	6.48
資金調達勘定	( 17,124) 18,944	( 29) 206	2.17
うち預金	152	2	3.26
うち譲渡性預金	—	—	—
うちコールマネー	1,661	46	5.60
うち売渡手形	—	—	—
うち借入金	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成19年9月期一百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成19年9月期一百万円)及び利息(平成19年9月期一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. ( )内は国内業務部門と国際業務部門との資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。  
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

## 受取・支払利息の分析

### 1.国内業務部門

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 1,604	318	△ 1,285
うち貸出金	△ 1,697	333	△ 1,363
うち商品有価証券	0	0	0
うち有価証券	△ 29	△ 1	△ 30
うちコールローン	△ 1	80	79
うち買入手形	—	—	—
うち預け金	△ 0	3	3
支払利息	△ 77	1,034	956
うち預金	△ 52	1,022	970
うち譲渡性預金	△ 8	12	3
うちコールマネー	△ 0	—	△ 0
うち売渡手形	—	—	—
うち借入金	△ 15	△ 0	△ 15

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

### 2.国際業務部門

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 119	35	△ 84
うち貸出金	△ 2	—	△ 2
うち商品有価証券	—	—	—
うち有価証券	△ 119	21	△ 98
うちコールローン	—	0	0
うち買入手形	—	—	—
うち預け金	0	0	0
支払利息	△ 85	37	△ 47
うち預金	△ 1	0	△ 0
うち譲渡性預金	—	—	—
うちコールマネー	△ 8	1	△ 6
うち売渡手形	—	—	—
うち借入金	—	—	—

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

# 預 金

Kirayaka Bank

## 預金・譲渡性預金科目別残高

### 1.中間期末残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
預 金	流動性預金	409,768	—	409,768
	うち有利息預金	327,009	—	327,009
	定期性預金	712,160	—	712,160
	うち固定金利定期預金	687,733	—	687,733
	うち変動金利定期預金	221	—	221
	その他	4,936	164	5,100
	合計	1,126,865	164	1,127,029
	譲渡性預金	3,000	—	3,000
	総合計	1,129,865	164	1,130,029

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 2.平均残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
預 金	流動性預金	354,727	—	354,727
	うち有利息預金	282,069	—	282,069
	定期性預金	658,574	—	658,574
	うち固定金利定期預金	636,409	—	636,409
	うち変動金利定期預金	217	—	217
	その他	3,694	152	3,847
	合計	1,016,996	152	1,017,149
	譲渡性預金	6,484	—	6,484
	総合計	1,023,481	152	1,023,634

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

## 定期預金の残存期間別残高

(金額単位：百万円)

区 分	平成19年9月期	
3ヵ月未満	定期預金	192,697
	うち固定金利定期預金	192,660
	うち変動金利定期預金	20
3ヵ月以上 6ヵ月未満	定期預金	115,686
	うち固定金利定期預金	115,665
	うち変動金利定期預金	21
6ヵ月以上 1年未満	定期預金	256,909
	うち固定金利定期預金	256,904
	うち変動金利定期預金	4
1年以上 2年未満	定期預金	66,819
	うち固定金利定期預金	66,725
	うち変動金利定期預金	94

(金額単位：百万円)

区 分	平成19年9月期	
2年以上 3年未満	定期預金	31,434
	うち固定金利定期預金	31,354
	うち変動金利定期預金	80
3年以上	定期預金	27,374
	うち固定金利定期預金	27,374
	うち変動金利定期預金	—
合 計	定期預金	690,923
	うち固定金利定期預金	690,685
	うち変動金利定期預金	221

# 貸出金

Kirayaka Bank

## 貸出金科目別残高

### 1.中間期末残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	手形貸付	56,040	—	56,040
	証書貸付	702,705	—	702,705
	当座貸越	84,166	—	84,166
	割引手形	17,985	—	17,985
	合計	860,897	—	860,897

### 2.平均残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	手形貸付	47,262	—	47,262
	証書貸付	634,074	—	634,074
	当座貸越	72,944	—	72,944
	割引手形	13,921	—	13,921
	合計	768,201	—	768,201

## 貸出金の残存期間別残高

(金額単位：百万円)

区分		平成19年9月期
1年以下	貸出金	93,597
	うち変動金利	
	うち固定金利	
1年超 3年以下	貸出金	59,469
	うち変動金利	21,974
	うち固定金利	37,494
3年超 5年以下	貸出金	101,092
	うち変動金利	36,478
	うち固定金利	64,613
5年超 7年以下	貸出金	64,695
	うち変動金利	34,106
	うち固定金利	30,589

(金額単位：百万円)

区分		平成19年9月期
7年超	貸出金	457,876
	うち変動金利	155,499
	うち固定金利	302,376
期間の定め のないもの	貸出金	84,166
	うち変動金利	30,277
	うち固定金利	53,888
合計	貸出金	860,897
	うち変動金利	
	うち固定金利	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

## 業種別貸出内訳

(金額単位：百万円)

業種別	平成19年9月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比
国内店分	89,226	860,897	100.00%
製造業	1,742	100,282	10.89
農業	836	4,957	0.45
林業	15	61	0.01
漁業	12	72	0.02
鉱業	14	1,259	0.16
建設業	2,474	72,493	8.30
電気・ガス・熱供給・水道業	53	1,177	0.16
情報通信業	20	3,068	0.93
運輸業	200	14,618	1.36
卸売・小売業	2,497	88,084	9.18
金融・保険業	68	19,713	2.13
不動産業	653	67,212	5.74
各種サービス業	3,388	147,871	20.28
地方公共団体	66	43,338	4.26
その他	77,188	296,685	36.13
合計	89,226	860,897	100.00

# 貸出金

Kirayaka Bank

## 貸出金使途別内訳

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期	
	貸出金残高	構成比
設備資金	444,171	51.59%
運転資金	416,725	48.41
合計	860,896	100.00

## 貸出金担保別残高

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
自行預金	13,146
有価証券	945
債権	411
商品	—
不動産	202,852
財団	3,269
その他	—
計	220,625
保証	235,738
信用	404,533
合計	860,897
(うち劣後特約付貸出金)	( — )

## 支払承諾見返担保別残高

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
有価証券	89
債権	846
商品	—
不動産	5,927
その他	—
計	6,863
保証	3,812
信用	910
合計	11,586

## リスク管理債権額（単体）

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
破綻先債権額	3,904
延滞債権額	50,262
3ヵ月以上延滞債権額	289
貸出条件緩和債権額	14,996
合計	69,451

## リスク管理債権額（連結）

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
破綻先債権額	3,455
延滞債権額	50,262
3ヵ月以上延滞債権額	289
貸出条件緩和債権額	14,996
合計	69,002

(注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
 3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。  
 4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
 5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。  
 6. リスク管理債権額は担保の処分等によって回収できるものを考慮していませんので、銀行の将来の損失の額をそのまま表すものではありません。

## 中小企業等に対する貸出金

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期
総貸出金残高(A)	貸出先件数	89,226
	金額	860,897
中小企業等 貸出金残高(B)	貸出先件数	88,932
	金額	756,362
(B)÷(A)	貸出先件数	99.67%
	金額	87.85%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 金融再生法基準による債権額

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		8,536
危険債権		46,927
要管理債権		15,285
計		70,748
正常債権		810,916
合計		881,664

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期
消費者ローン		17,722
住宅ローン		220,044
合計		237,767

## 貸出金償却額

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期
貸出金償却額		163

## 特定海外債権残高

該当ございません。

## 貸倒引当金内訳

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5,824	5,184	—	5,824	5,184
個別貸倒引当金	15,331	14,590	1,870	13,460	14,590
合計	21,156	19,775	1,870	19,285	19,775

# 証券業務

Kirayaka Bank

## 保有有価証券残高

### 1. 中間期末残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
有価証券	国債	147,511	—	147,511
	地方債	842	—	842
	社債	43,036	—	43,036
	株式	13,029	—	13,029
	その他の証券	4,002	21,054	25,057
	うち外国債券		21,054	21,054
	うち外国株式		—	—
	合計	208,421	21,054	229,476

### 2. 平均残高

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
有価証券	国債	140,580	—	140,580
	地方債	312	—	312
	社債	38,031	—	38,031
	株式	13,728	—	13,728
	その他の証券	2,967	18,172	21,139
	うち外国債券		18,172	18,172
	うち外国株式		—	—
	合計	195,620	18,172	213,793

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出してあります。

## 保有有価証券残存期間別残高

(金額単位：百万円)

(金額単位：百万円)

区分	平成19年9月期	
1年以下	国債	9,499
	地方債	547
	社債	7,859
	株式	—
	その他の証券	2,321
	うち外国債券	2,321
	うち外国株式	—
1年超 3年以下	国債	14,316
	地方債	203
	社債	15,355
	株式	—
	その他の証券	3,831
	うち外国債券	3,462
3年超 5年以下	国債	9,019
	地方債	—
	社債	10,199
	株式	—
	その他の証券	196
	うち外国債券	—
5年超 7年以下	国債	10,047
	地方債	91
	社債	6,511
	株式	—
	その他の証券	5,072
	うち外国債券	5,003
うち外国株式	—	

区分	平成19年9月期	
7年超 10年以下	国債	14,568
	地方債	—
	社債	3,110
	株式	—
	その他の証券	6,219
	うち外国債券	5,000
	うち外国株式	—
10年超	国債	90,059
	地方債	—
	社債	—
	株式	—
	その他の証券	2,901
	うち外国債券	2,500
期間の定めのないもの	国債	—
	地方債	—
	社債	—
	株式	13,029
	その他の証券	4,513
	うち外国債券	2,766
合計	国債	147,511
	地方債	842
	社債	43,036
	株式	13,029
	その他の証券	25,057
	うち外国債券	21,054
うち外国株式	—	

# 証券業務／時価情報

Kirayaka Bank

## 公共債引受額

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
国債	—
地方債・政保債	880
合計	880

## 公共債ディーリング実績

(金額単位：百万円)

1.商品有価証券売買高		平成19年9月期
商品国債		1,690
商品地方債		2
商品政府保証債		—
合計		1,692

## 公共債及び証券投資信託窓販実績

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
国債	668
地方債・政保債	—
合計	668
証券投資信託	23,705

## 2.商品有価証券平均残高

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期
商品国債	97
商品地方債	8
商品政府保証債	—
その他の商品有価証券	—
合計	105

## 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。

### 2.その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期(平成19年9月30日現在)		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株式	13,057	11,454	△ 1,603
債券	180,792	174,212	△ 6,579
国債	153,880	147,511	△ 6,368
地方債	842	842	△ 0
社債	26,069	25,859	△ 210
その他	8,305	7,984	△ 320
合計	202,155	193,651	△ 8,503

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は162百万円（うち株式162百万円）であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間会計期間末日前1ヵ月間の平均時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

# 時価情報／デリバティブ取引情報

Kirayaka Bank

## 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期(平成19年9月30日現在)
その他有価証券	8,978
非上場株式	1,508
非上場国内債券	7,470
子会社株式及び関連会社株式	65
子会社株式	45
関連会社株式	20

## 金銭の信託関係

- 1.満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） 該当事項はありません。

## その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期(平成19年9月30日現在)
評価差額	△ 8,503
その他有価証券	△ 8,503
(△)繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金	△ 8,503

## デリバティブ取引の時価等に関する事項

- 1.金利関連取引 該当事項はありません。

### 2.通貨関連取引

(金額単位：百万円)

取引所		平成19年9月期(平成19年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	通貨スワップ	519	△ 3	△ 3
	為替予約	39	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	—	—

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

- 3.株式関連取引 該当事項はありません。
- 4.債券関連取引 該当事項はありません。
- 5.商品関連取引 該当事項はありません。
- 6.クレジットデリバティブ取引 該当事項はありません。

# 諸比率

Kirayaka Bank

## 利益率

(単位：%)

	平成19年9月期
総資産経常利益率	0.09
資本経常利益率	2.85
総資産中間純利益率	—
資本中間純利益率	—

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 =  $\frac{\text{経常(中間純)利益} \times \frac{365}{183}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$  2. 資本経常(中間純)利益率 =  $\frac{\text{経常(中間純)利益} \times \frac{365}{183}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

## 利鞘

(単位：%)

	平成19年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	2.06	2.86	2.10
資金調達原価	1.95	2.69	1.99
総資金利鞘	0.11	0.17	0.11

## 預貸率

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金(A)	860,897	—	860,897
預金(B)	1,126,865	164	1,127,029
預貸率	(A) / (B)	—%	75.70%
	期中平均	—%	74.72%

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 預証率

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
有価証券(A)	208,421	21,054	229,476
預金(B)	1,126,865	164	1,127,029
預証率	(A) / (B)	12.82%	20.30%
	期中平均	11.90%	20.88%

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 1店舗および従業員1人当たり預金残高・貸出金残高

(金額単位：百万円)

	平成19年9月期		
	国内店	海外店	合計
1店舗当たり預金額	7,486	—	7,486
従業員1人当たり預金額	1,003	—	1,003
1店舗当たり貸出金	9,826	—	9,826
従業員1人当たり貸出金	764	—	764

(注) 1. 預金額には譲渡性預金を含んでおります。  
2. 店舗数には出張所を含んでおりません。  
3. 従業員数は出向者を除いた期中平均人員で算出しております。なお、従業員数には本部人員を含んでおります。

# 自己資本比率

Kirayaka Bank

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースと連結ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、単体ベースと連結ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,700	
	うち非累積的永久優先株	—	
	新株式申込証拠金	—	
	資本剰余金	21,165	
	利益剰余金	10,658	
	自己株式(△)	—	
	自己株式申込証拠金	—	
	社外流出予定額(△)	736	
	その他有価証券の評価差損(△)	8,494	
	為替換算調整勘定	—	
	新株予約権	—	
	連結子法人等の少数株主持分	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
	営業権相当額(△)	—	
	のれん相当額(△)	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	
	連結調整勘定相当額(△)	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—		
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	30,292		
繰延税金資産の控除金額(△)	—		
計	(A)	30,292	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,513	
	一般貸倒引当金	5,184	
	負債性資本調達手段等	12,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—		
計		12,000	
うち自己資本への算入額	(B)	19,356	
控除項目(注4)	(C)	—	
自己資本額	(A)+(B)-(C)	49,648	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	557,781	
	オフ・バランス取引項目	9,507	
	信用リスク・アセットの額	(E)	567,288
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F)	47,590
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	3,725
	※ 計(E)+(F)	(H)	614,878
	連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		8.07
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		4.92	

(注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。  
 2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること (4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
 3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。  
 4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## 単体自己資本比率(国内基準)

(金額単位：百万円)

		平成19年9月期	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,700	
	うち非累積的永久優先株	—	
	新株式申込証拠金	—	
	資本準備金	5,641	
	その他資本剰余金	15,524	
	利益準備金	2,058	
	任意積立金	—	
	次期繰越利益	—	
	その他利益剰余金	8,823	
	その他	—	
	自己株式(△)	—	
	自己株式申込証拠金	—	
	社外流出予定額(△)	736	
	その他有価証券の評価差損(△)	8,503	
	新株予約権	—	
	営業権相当額(△)	—	
	のれん相当額(△)	—	
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—		
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	30,507		
繰延税金資産の控除金額(△)	—		
計	(A)	30,507	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,513	
	一般貸倒引当金	5,184	
	負債性資本調達手段等	12,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—		
計		12,000	
うち自己資本への算入額	(B)	19,351	
控除項目(注4)	(C)	—	
自己資本額	(A)+(B)-(C)	49,859	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	558,049	
	オフ・バランス取引項目	9,507	
	信用リスク・アセットの額	(E)	567,556
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F)	46,573
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	3,725
	※ 計(E)+(F)	(H)	614,130
	単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		8.11
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		4.96	

(注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。  
 2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること (4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。  
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。